

平成 30 年 8 月 8 日

西宮市健康福祉局
福祉総括室法人指導課長
福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

標記のことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 わだつみ（平成 30 年 1 月 24 日解散登記済み）
- (2) 代表者 代表清算人 黒田博文
- (3) 所在地 西宮市甲子園口 2 丁目 1 番 23 号

2 処分対象事業所

- (1) 名称 ワークスポット甲子園口
- (2) 所在地 西宮市甲子園口 2 丁目 1 番 23 号
- (3) 事業の種類 就労移行支援、就労継続支援 B 型
- (4) 指定年月日 平成 29 年 6 月 1 日
- (5) 事業所番号 2810902730

3 指定取消年月日 平成 30 年 8 月 10 日

4 指定取消しの理由

(1) 人員配置基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号）

事業所の人員配置について、平成 29 年 7 月 1 日以降管理者兼サービス管理責任者が実際には他の事業所にて勤務しており、障害者総合支援法第 43 条第 1 項に基づく市の条例で定める人員配置基準を満たしていなかった。

(2) 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

人員配置基準欠如に該当した月の翌々月である平成 29 年 9 月より人員基準欠如減算を適用して訓練等給付費を請求しなければならないところ、虚偽の記録を作成し、減算のないものとして不正に訓練等給付費を請求し受領した。

(3) 虚偽の報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）

監査において、虚偽の勤務表及び勤務記録を提出した。

(4) 出頭及び監査の拒否（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）

人員配置基準違反および不正請求についての事実確認のための障害者総合支援法第 48 条第 1 項の規定に基づく出頭及び監査を拒否した。

5 処分に伴う経済的な措置

当該事業者が、不正に請求し受領していた平成 29 年 9 月 1 日以降の訓練等給付費を返還させるほか、障害者総合支援法第 8 条第 2 項の規定により、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。

*返還請求予定額 約 47 万円（内訳：訓練等給付費約 33 万円、加算額約 14 万円）

以上

問い合わせ先

法人指導課（監査・指定取消に関すること） 0798 - 35 - 3045

障害福祉課（給付・返還金に関すること） 0798 - 35 - 3095